

平成28年11月諮問事項について

- ・少子化対策を含む府営住宅等のコミュニティミックスについて
 - ・府営住宅等の入居者資格等について
-

平成29年7月3日(月)

第14回京都府住宅審議会府営住宅管理部会

これまでの住宅審議会・府営住宅管理部会の経緯等

審議会経緯及びその対応

<審議会の答申経緯>

平成27年10月答申

「府営住宅のストック活用・長寿命化」

平成28年10月答申

「自治会の役割(特に共益費の取扱い)」

平成28年11月答申

「今後10年の住宅政策のあり方」

平成29年3月中間答申

- ・「少子化対策を含む府営住宅等のコミュニティミックス」
- ・「府営住宅等の入居者資格等」

<京都府としての対応>

平成29年3月

府営住宅等長寿命化計画の策定

平成29年3月

共益費の重要性等に係る自治会周知

平成29年度以降

低層集約型改善の実施

平成29年1月

京都府住生活基本計画の策定

- ・平成29年10月以降
- ・期限付き入居の既存団地への展開
- ・平成29年6月以降
- ・連帯保証人要件の緩和

・上記先行課題以外については引き続き議論

答申等における引き続き検討課題

■平成28年10月答申

- ・共益費の取扱いに係る問題については府営住宅の空き家の状況も影響することから、常時募集の導入や団地内集約(減築)による再整備などの対策を検討すべき。
- ・その他、団地内の円滑なコミュニティ形成等の観点からの自治会の様々な役割を中心とした団地生活における居住のルール、さらには府営住宅の入居者資格など管理全般について、引き続き議論を進めるべき。

■平成28年11月答申 → 平成29年1月京都府住生活基本計画

- ・真に住宅に困窮する世帯に対する入居機会の公平性を高めるため、住宅困窮要件や連帯保証人要件などの入居者資格や入居承継等の合理化を図る。
- ・国における新たな住宅セーフティネット機能の強化に向けた仕組みの構築に係る議論を踏まえ、地域の多様な住宅事情(対象とする世帯の所得・世帯構成や活用可能な民間賃貸住宅の空き家の現況(立地・構造・性能などの状況))に対応したきめ細かな方策を検討。
- ・災害時に速やかに、住宅を失った被災者の居住の安定を確保するため、市町村と連携した受け入れ体制の検討を図る。

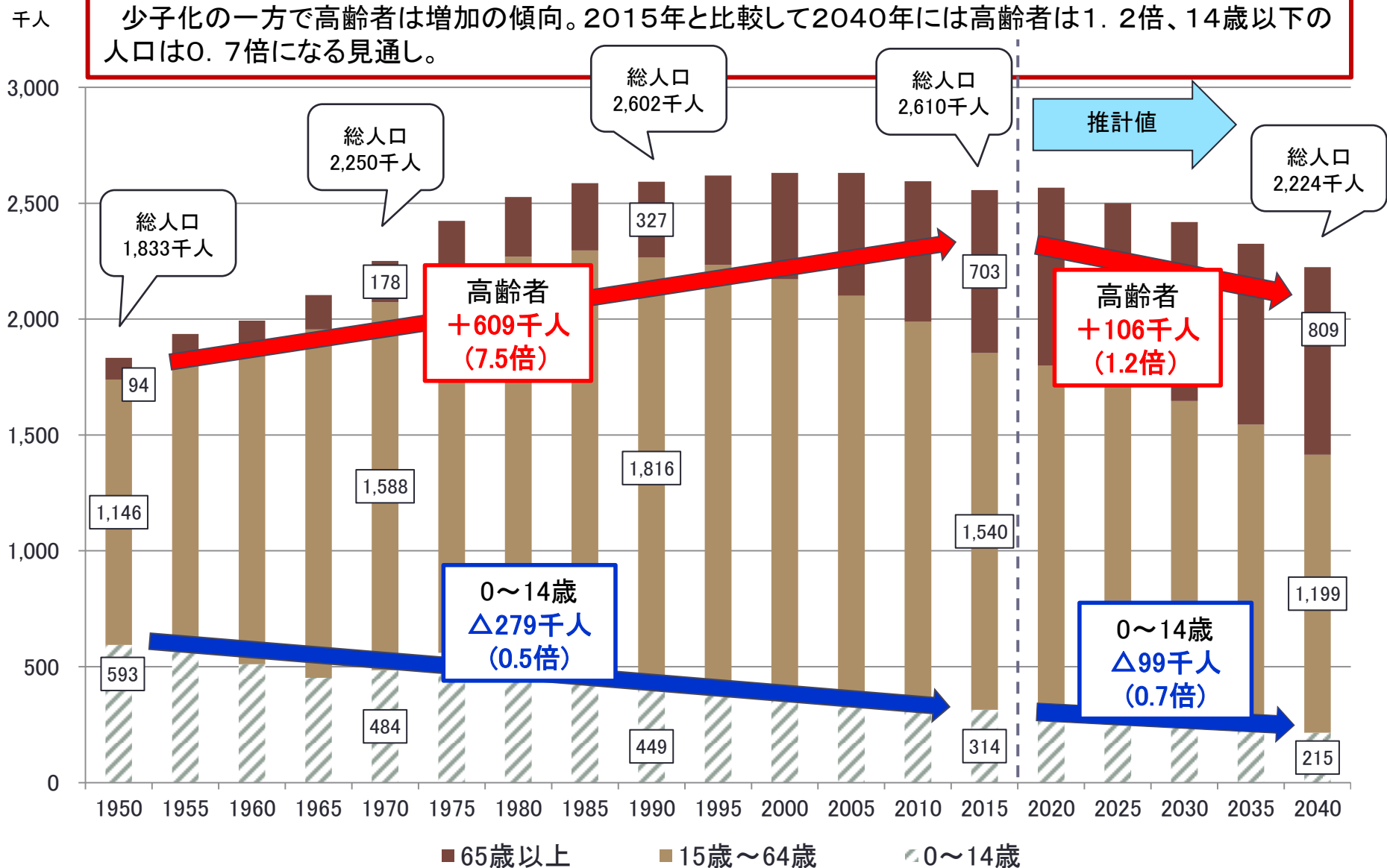
■平成29年3月中間答申

- ・その他、子育て世帯に対する優遇措置の改善や公営住宅の空き住戸等の目的外使用による新たな住まい方の展開などについては、他の公的賃貸住宅事業主体の先行事例を参考としつつ、子育て支援に係る地域のNPO等との連携などのソフト面での取組も含め引き続き調査審議を行う。
- ・その他、府営住宅等の募集方法や入居者資格の合理化、住戸面積・住棟構造と世帯人員・構成との需給ミスマッチ解消やペット同行避難の取扱いも含めた災害時の被災者の受け入れ体制の構築、団地生活における居住のルールのあり方などについては、国における家賃債務保証業者の登録制度の検討状況を踏まえた機関保証の導入など更なる連帯保証人要件の合理化も含め、引き続き調査審議を行う。

少子化対策を含む府営住宅等のコミュニティミックス、 府営住宅等の入居者資格等に係る現状等

少子高齢化の進展【京都府】

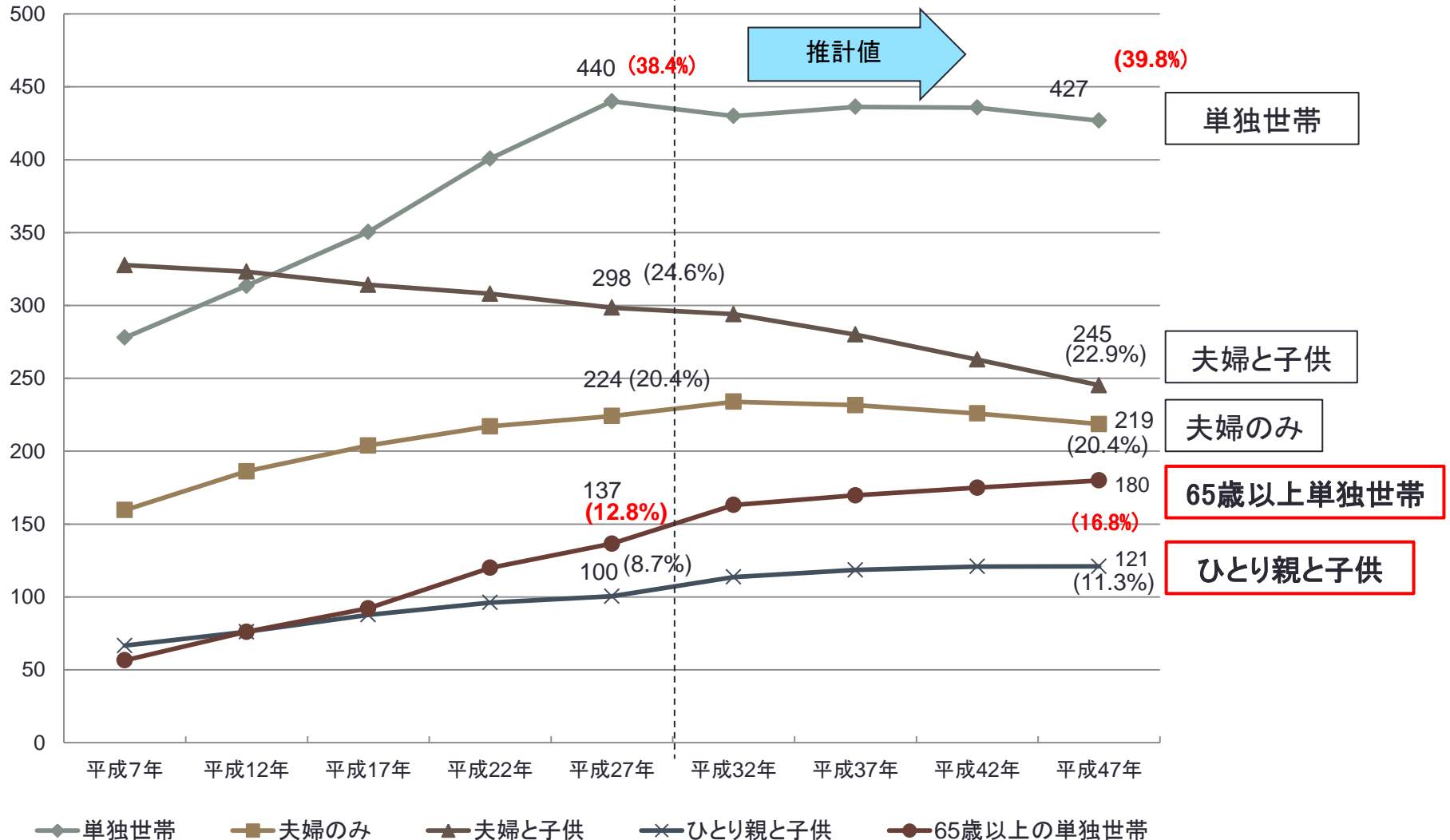
少子化の一方で高齢者は増加の傾向。2015年と比較して2040年には高齢者は1.2倍、14歳以下の人口は0.7倍になる見通し。



資料：国勢調査（総務省統計局）、日本の地域別将来推計人口〔平成25年3月推計〕（国立社会保障・人口問題研究所）

家族類型別世帯の推移【京都府】

65歳以上の単独世帯数、ひとり親世帯は今後も増加する見通し。一方で、夫婦と子供世帯は減少する見通し。



資料：国勢調査（総務省統計局）、日本の世帯数の将来推計 [平成26年4月推計]（国立社会保障・人口問題研究所）

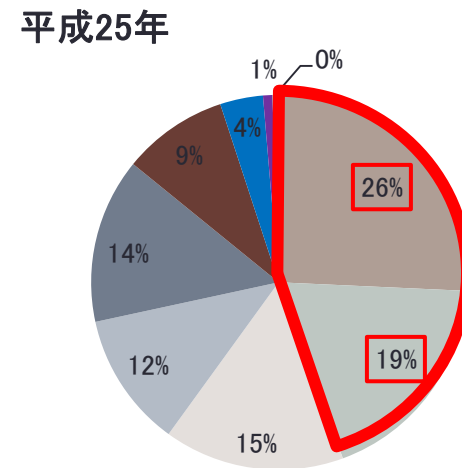
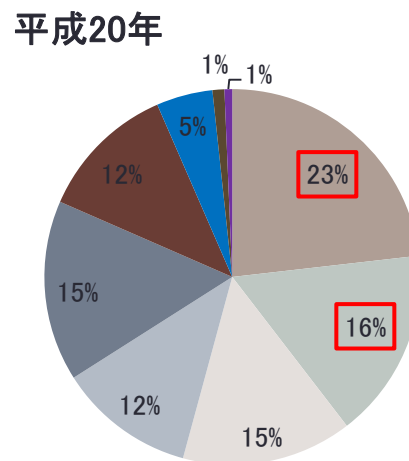
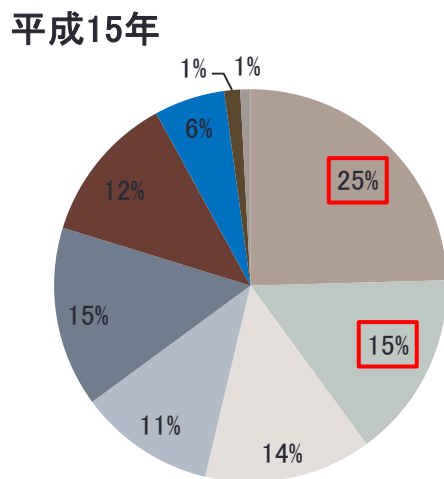
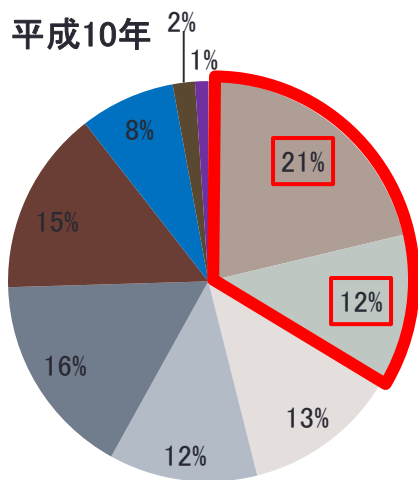
世帯収入の減少及び若年層の現状①【京都府】

～ 年収階級別世帯数(比率) (H10～25)～

総世帯に占める年収300万円未満の世帯割合は、平成10年の33%から平成25年には45%と増加している。

単位：世帯

	総世帯数	200万円未満	200～300万円	300～400万円	400～500万円	500～700万円	700～1,000万円	1,000～1,500万円	1,500～2,000万円	2,000万円以上	不詳
平成10年	963,500	192,000	110,800	113,100	108,200	148,800	134,700	69,400	16,200	9,600	60,700
平成15年	1,038,600	241,000	150,900	135,100	109,900	145,600	120,400	57,100	12,900	8,200	57,500
平成20年	1,090,800	226,900	160,100	143,500	115,100	152,200	116,600	47,400	10,000	6,500	112,500
平成25年	1,138,400	268,600	195,300	162,400	121,400	148,800	95,000	38,700	8,400	5,500	94,300



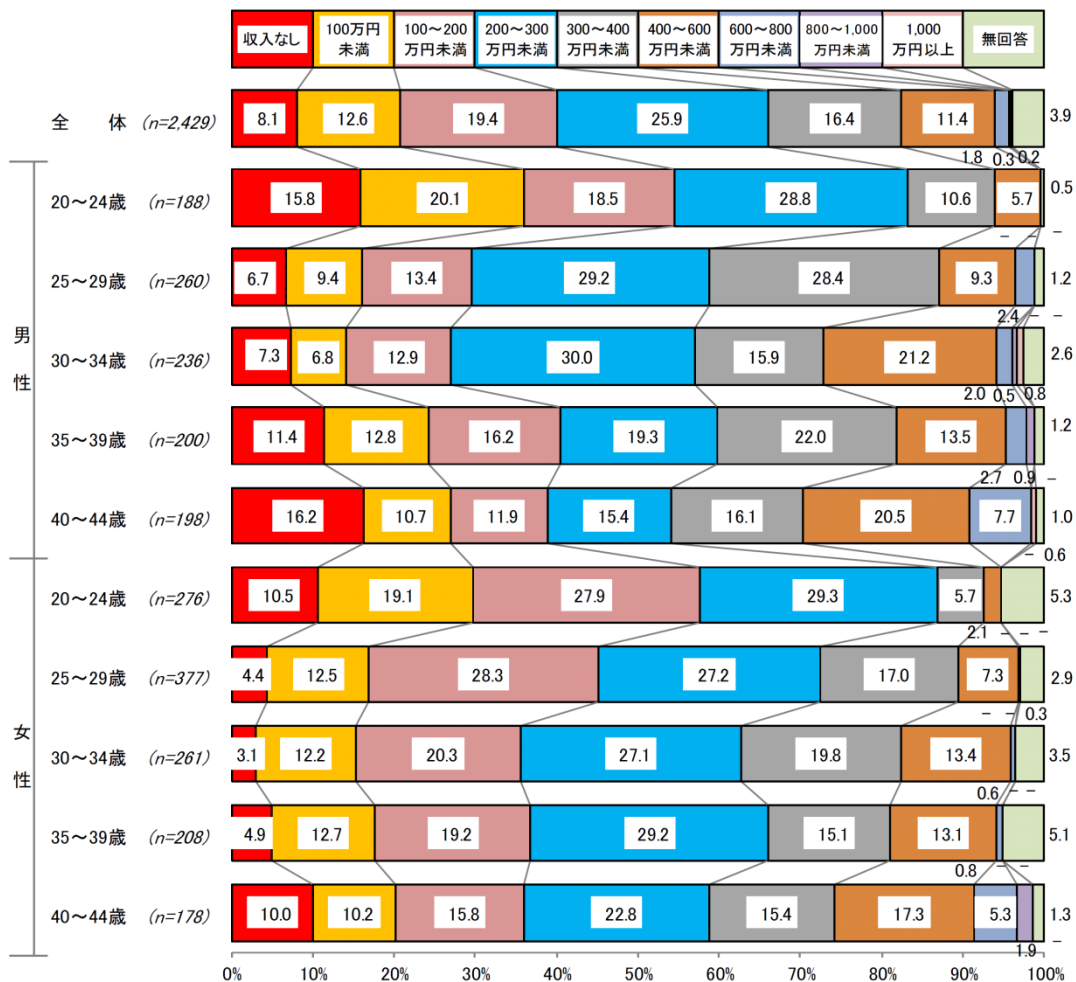
200万円未満
 200～300万円
 300～400万円
 400～500万円
 500～700万円
 700～1,000万円
 1,000～1,500万円
 1,500～2,000万円
 2,000万円以上

資料：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

世帯収入の減少及び若年層の現状②【京都府】

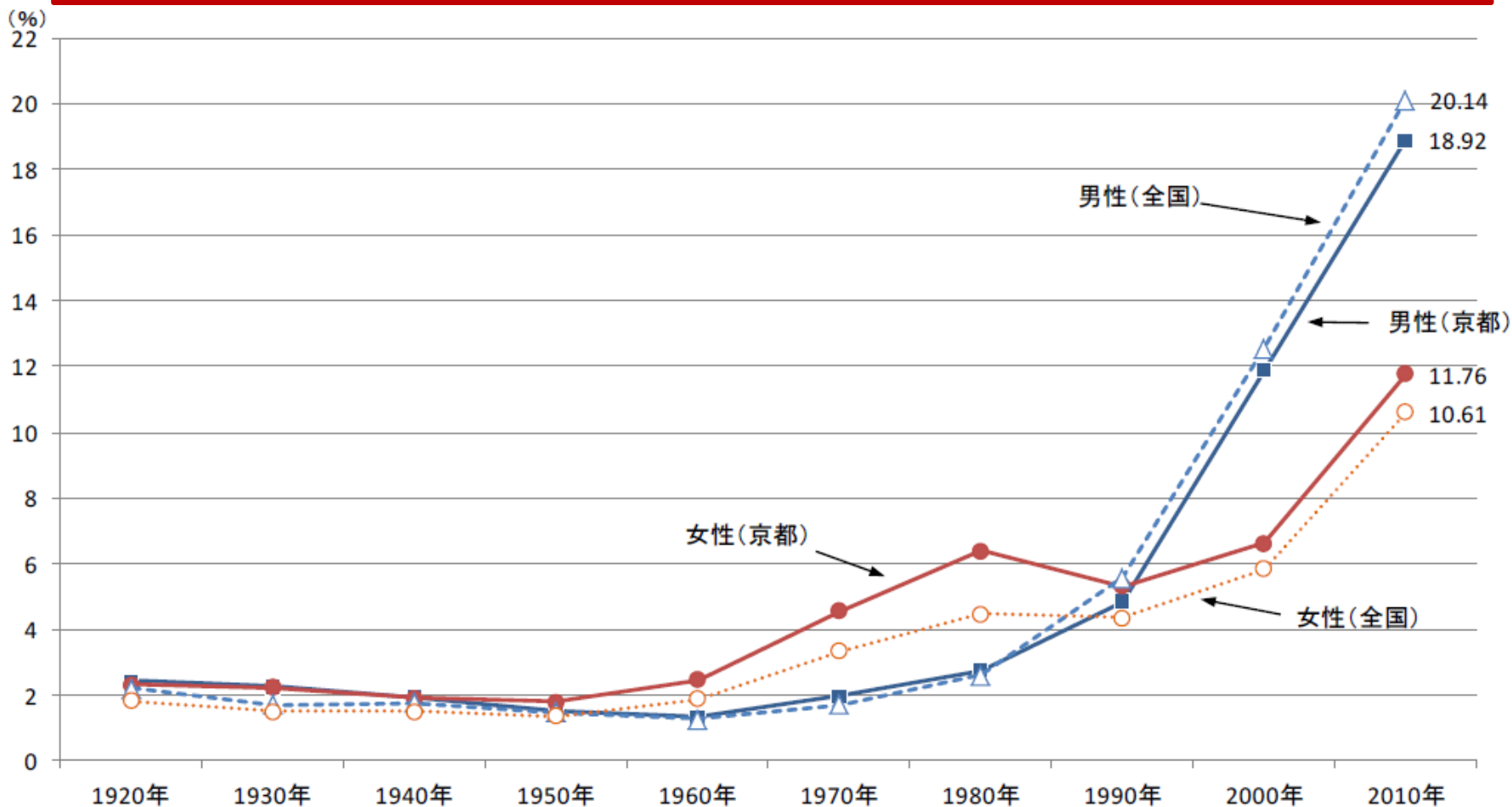
～ 学生を除く未婚者の本人年収(税込)(H26) ～

20～24歳では、男女とも8割以上が年収300万円未満である。



非婚化・晩婚化①【京都府】 ～ 生涯未婚率の推移(1920～2010年)～

生涯未婚率は、1990年以降大幅に上昇傾向が続いている。

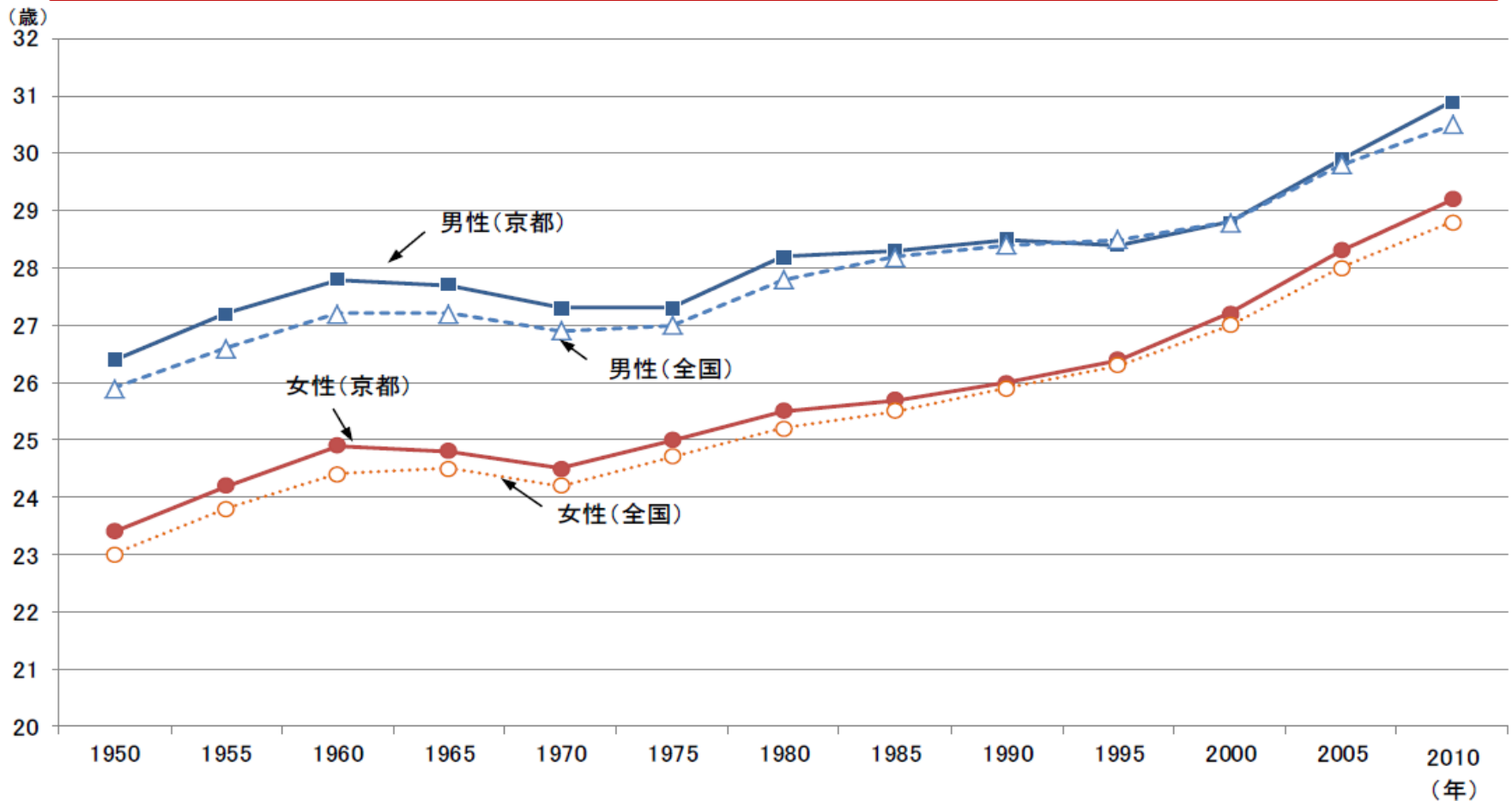


資料：京都府少子化要因実態調査報告(H27.4)

非婚化・晩婚化②【京都府】

～ 初婚年齢の推移(1950～2010年)～

平均初婚年齢は、1970年以降上昇傾向にある。



資料：京都府少子化要因実態調査報告(H27.4)

今後、子供を持つ場合の条件(子供の人数別)【京都府】

子供を持つ場合の条件として、教育や健康、仕事面に加え、住宅に対する条件も比較的高い。

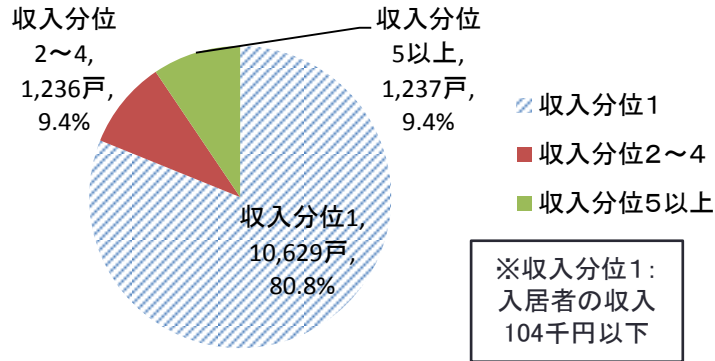
		教育にお金がかからないこと	健康上の問題がないこと	雇用が安定すること	結婚すること	地域の保育サービスの利用に、あまりお金がかからないこと	地域の保育サービスが整うこと(保育所や一時預かりなど)	配偶者の家事・育児への協力が得られること	職場の制度があること	職場の上司や、同僚の理解があること	家がある程度広いこと	住居にお金がかからないこと	自分または配偶者が高齢でないこと	配偶者以外の家族が、近居または同居できること	地域の人がいること	出産・育児について相談できる	不妊治療が受けられること	自分の昇進・昇格に差し支えないこと	その他	特にな	無回答
全	体 (n=7,593)	43.0	39.0	36.8	36.4	35.4	33.1	30.6	29.7	22.5	21.9	21.6	21.1	7.6	6.9	5.1	4.7	1.9	4.2	2.3	
男	子どもいない																				
	未婚 (n=1,200)	27.1	36.0	54.8	73.3	25.4	28.2	20.8	23.3	20.1	17.5	18.0	14.4	4.6	7.2	0.9	5.4	1.5	6.3	1.4	
	既婚 (n=299)	43.3	36.6	39.4	20.2	43.8	37.8	14.6	27.3	19.9	23.9	26.5	20.8	5.0	7.4	10.0	4.7	2.7	4.1	1.7	
	子ども1人 (n=440)	51.4	44.5	42.2	14.6	40.1	37.3	15.4	21.8	18.7	24.4	28.4	26.9	8.2	6.9	4.4	6.5	0.8	5.1	0.6	
	2人 (n=660)	60.5	37.1	38.9	14.1	39.9	24.7	17.4	20.5	16.7	33.6	30.4	25.6	9.2	3.6	2.8	6.2	2.6	5.2	1.6	
3人以上 (n=270)	65.3	36.2	32.4	15.7	42.1	22.4	19.0	14.3	15.7	46.4	38.6	14.6	4.6	3.1	1.7	5.4	3.5	6.4	2.6		
女	子どもいない																				
	未婚 (n=1,391)	22.7	43.0	36.7	76.5	25.9	35.0	38.3	35.0	24.6	9.8	10.3	17.8	6.1	11.0	4.2	4.8	1.2	3.8	0.6	
	既婚 (n=479)	31.2	43.1	29.1	23.3	39.2	45.6	33.7	38.2	23.0	14.2	19.6	19.8	8.8	8.6	17.7	3.5	1.1	6.2	1.5	
	子ども1人 (n=783)	50.2	36.9	26.7	13.6	42.6	38.1	41.9	36.8	29.3	24.1	23.3	24.2	10.2	7.1	9.9	5.2	3.0	2.8	1.5	
	2人 (n=1,180)	61.5	39.6	30.7	11.3	40.6	33.7	39.6	33.7	25.7	29.5	26.2	26.6	10.6	4.3	4.3	3.7	2.5	3.0	0.6	
3人以上 (n=536)	66.8	41.0	28.8	10.6	45.7	30.1	42.4	28.7	20.3	32.3	28.3	30.6	9.5	3.4	1.0	3.0	1.8	2.4	0.7		

資料：京都府少子化要因実態調査報告(H27.4)

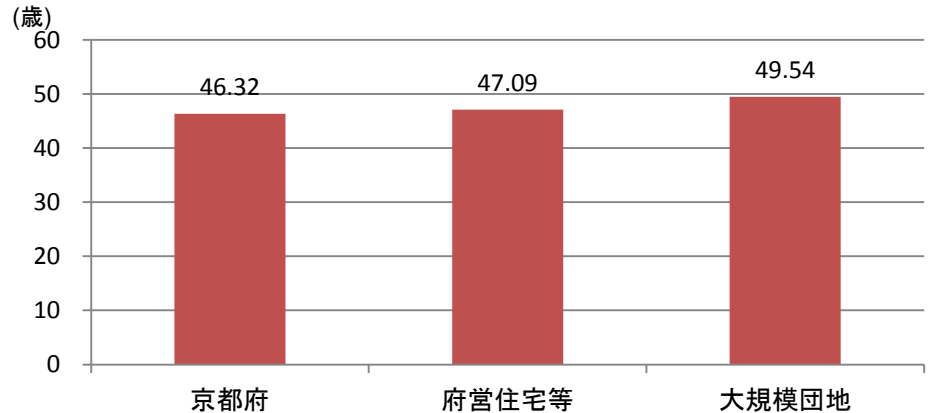
府営住宅等の入居者の世帯属性

府営住宅等においては、低収入化・高齢化・世帯数の小規模化が進んでいる。

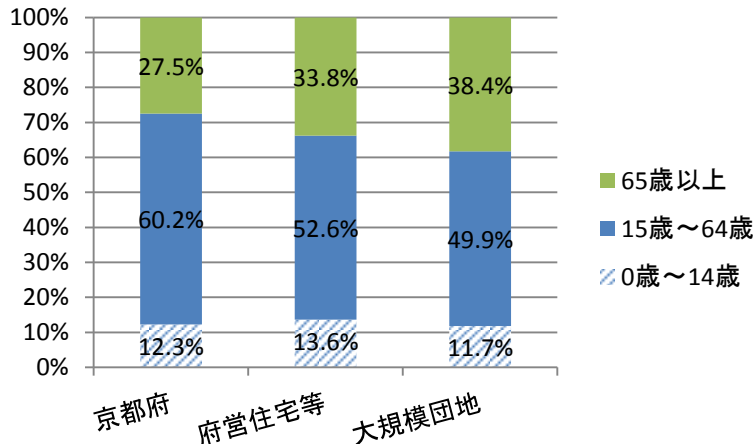
府営住宅等の収入分位



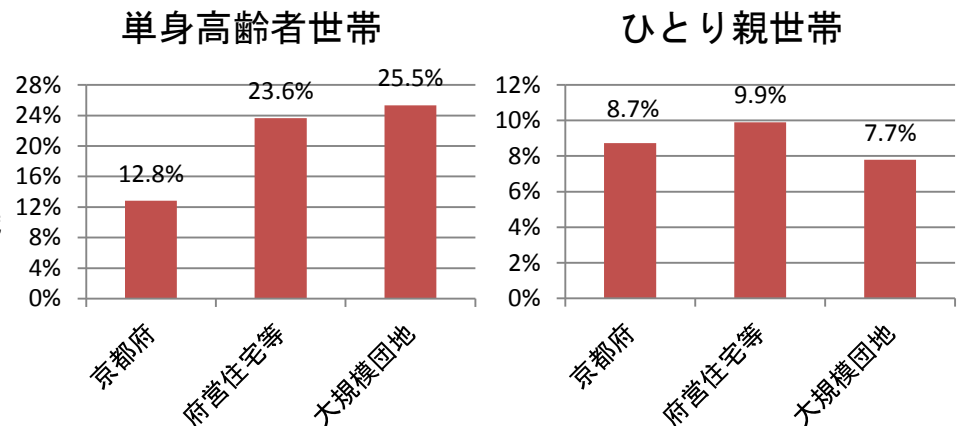
府営住宅等の平均年齢



年齢層別人口



家族類型別世帯



※大規模団地とは、ここではS40年代～S50年代前半に建設された管理戸数100戸以上の団地をいう(19団地／平成27年度末現在)

※府営住宅等及び大規模団地は平成27年度末時点、京都府は平成27年国勢調査

府営住宅等のコミュニティミックスに係る団地自治会要望

子育て世帯や若年世帯の入居を望む声下記のとおり挙がっている。

■南部地域の団地

- ・入居者と住戸のミスマッチが目立つ。それぞれの世帯の人数にあった住戸を提供できるよう、部屋をローテーションするような建替えの手法は可能か。
- ・子どもと言っても小学生未満が多い印象であり、毎日ではないが、週末などは子どもが団地内の広場で遊んでいる声が聞こえ、楽しい気分になり団地にも活気が出る。
- ・現状高齢者世帯が多いため、子育て世帯が中心となって自治会活動を活発にできるようになってもらいたいと考えているが、子育て世帯の数が少ないように思える。
- ・高齢者世帯が多い団地であることから、子育て世帯が孤立しないためにも、さらに若い人に入居してもらった方がいい。

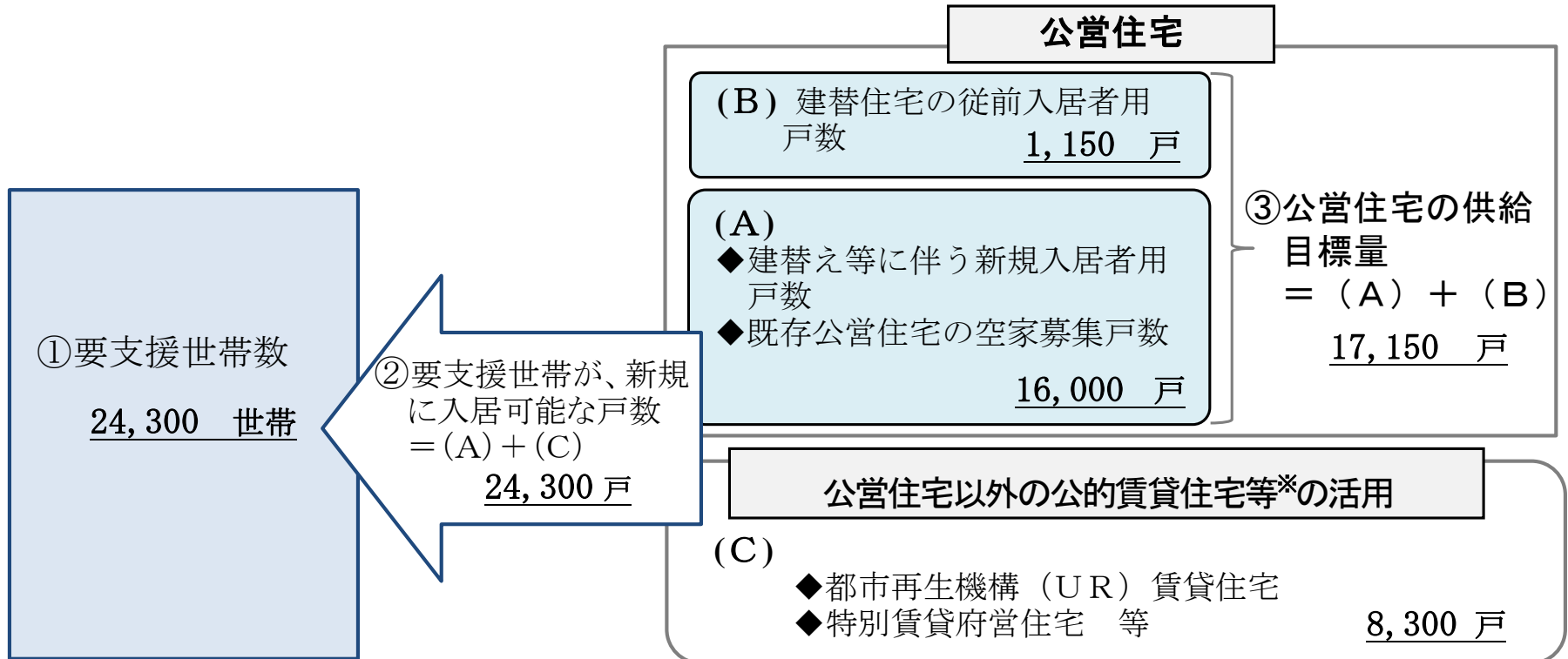
■北部地域の団地

- ・団地の高齢化が進んでおり、入居に際し若年層の単身入居を優先して欲しい。

府営住宅等の募集・入居の状況

公営住宅供給目標量(H28~37)

京都府住生活基本計画においては、京都府内の区域の公営住宅供給目標量を平成28年度から37年度までの10年間で17,150 戸と設定



※新たな住宅セーフティネット機能の強化等により民間賃貸住宅等も活用

【参考】上記の公営住宅供給目標量的前提となるストック数(平成28年4月1日時点)

<公営住宅> 京都府: 13,294戸、京都市: 19,219戸、市町村: 6,283戸

<その他の公的住宅> UR・その他: 32,176戸

H29 府営住宅等入居募集計画

京都府内の10年間の公営住宅供給目標量17,150戸に対し、京都市を含む市町分等を考慮して、京都府における平成29年度募集計画では660戸と設定。

区分		平成29年					平成30年		合計	
		6月	7月	10月	11月	12月	2月	3月		
南部	一般	53	77	59	77		39	77	6回	382戸
	優先	40		54			64		3回	158戸
	計	93	77	113	77		103	77		540戸
北部	一般	37				37			2回	74戸
	優先	23				23			2回	46戸
	計	60				60				120戸
全体	一般	90	77	59	77	37	39	77		456戸
	優先	63		54		23	64			204戸
	計	153	77	113	77	60	103	77		660戸

※南部地域：京丹波町以南、北部地域：福知山市、綾部市以北

※南部地域/北部地域ごとの募集計画戸数は、過去5年間の募集実績により設定

府営住宅等の入居者資格

府営住宅等の入居者募集に申し込むには、以下の要件を満たすことが必要。

【収入要件】

入居者及び同居者の収入の合計が公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入の範囲内であること

府営住宅	0	～158千円（高齢者、障害者世帯など一定の要件を満たす裁量階層は214千円以下）
特賃	0	～313千円
特公賃	158千円	～487千円

【住宅困窮要件】

- ・ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること [府営・特賃]
- ・ 自ら居住のための住宅が必要 [特公賃]

【同居親族要件】

- ・ 現に同居し、又は同居しようとする親族があること

【在住在勤要件】

- ・ 現に京都府内に住所又は勤務場所があること [府営、特賃のみ]

【連帯保証人があること】

- ・ 日本国内に住所があり入居者の家賃額に応じた収入のある1名の連帯保証人があること

【暴力団員でないこと】

- ・ 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※入居後は、入居者は毎年所得を申告する義務を有し、府は申告に基づく翌年度家賃を認定・通知。(収入申告制度)

※入居後の同居や承継は知事の承認(同居承認・入居承継)により可能。収入が著しく低い場合には、家賃減免を実施。

※府営住宅:公営住宅法に基づく公営住宅(準公営を含む13,364戸)、特賃:条例に基づく比較的所得の高い層を対象とした府営住宅に準じた住宅(1,600戸)、特公賃:特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく中堅所得者に対する公的賃貸住宅(55戸)

募集方法について ～一般募集～

府営住宅等の募集は、法令に基づく公募が原則。

■ 制度

- ・公募原則（公営住宅法第22条、府営住宅条例第5条）
例外として優先入居・期限付き入居・特定入居（詳細は次ページ以降）
- ・南部と北部の2地域に分けて実施、申込書類を持参してもらい、面談
- ・一般募集は1世帯1戸に限る
（優先入居募集や期限付き入居募集の対象者は、一般募集との重複応募可）

■ 募集回数

- ・南部地域（京丹波町以南）
年6回（6、7、10、11、2、3月） ※ 偶数月は優先入居募集も実施
- ・北部地域（綾部市、福知山市以北）
年2回（6、12月） ※ 優先入居も併せて実施
- ・特公賃については、常時募集

募集方法について

～優先入居制度・期限付き入居制度～

子育て世帯等の支援策として優先入居と期限付き入居制度を実施。

優先入居制度

■ 制度概要

- ・一般募集に加え、特に住宅に困窮している世帯向けに優先入居募集を実施(一般募集と優先入居募集の両方への申込みが可能)。

■ 対象世帯

- ・障害者、高齢者、戦傷病者、原子爆弾被害者、引揚者、ハンセン病療養所入所者等、結核療養者、母子家庭、父子家庭、犯罪被害者、DV被害者、外国人研究者・留学生、多子・新婚、子育て

期限付き入居制度

■ 制度概要

- ・子育て支援を目的として「期限付き入居制度」を導入し、子育て世帯への支援と高齢化が進む団地内におけるコミュニティバランスの改善を目指す。

■ 入居者資格

- ・3人以上世帯で、入居時点で小学6年生以下(12歳以下)の子どもがいる世帯

■ 入居期限

- ・入居日時点の末子が18歳に達する年度末
- ・期限到来時に末子が18歳未満で、府営住宅の入居者資格を有する場合、18歳の年度末まで再入居決定。
- ・期限到来時に府営住宅の入居者資格を有する場合、団地内空家への無抽選入居が可能。また、入居期間満了日の2年前から、ほかの府営住宅の募集に申込み可。

募集方法について ～特定入居・目的外使用～

公募の例外として特定入居を実施。また、目的外使用によって被災者等を支援している。

■ 特定入居

・下記要件等を満たす場合、公募によらず府営住宅等への入居又は移転が可能。

災害、不良住宅の撤去、公営住宅等の借りに係る契約の満了、公営住宅建替事業による公営住宅等の除却、その他特別の事由(例:世帯人員の増加(減少)により広い(狭い)住戸への入居を希望する者、加齢・病気等によってエレベーター利用可能棟又は低層階の住戸を希望する者)

■ 目的外使用

・府営住宅等をその本来の用途や目的を妨げない範囲で、被災者やDV被害者等に一時的な住居を提供するもの。

・災害(地震、浸水及び火災)等により、住宅での居住継続が困難になった世帯に対し、新たな住宅を確保するまでの期間に限定して、府営住宅等の一時貸与を行っている。

・被災者の生活支援対応については、市町村が窓口となることから、基本的に市町村の要請に基づき目的外使用を許可。

○ グループホームとして活用した事例

- ・ 使用物件 府営朝来西団地(舞鶴市)のうち連続する4戸
- ・ 使用目的 知的障害者生活援助事業
- ・ 許可期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日(5年間)

○ 大規模災害での実施例(平成22年度以降)

- | | | |
|-----------------------------------|--------|-----|
| ・ 東日本大震災(平成23年3月) | 延べ入居戸数 | 65戸 |
| ・ 京都府南部地域豪雨災害(平成24年8月・宇治市) | 延べ入居戸数 | 19戸 |
| ・ 平成25年台風18号災害(平成25年9月・福知山市及び舞鶴市) | 延べ入居戸数 | 12戸 |
| ・ 平成26年8月福知山豪雨(平成26年8月・福知山市) | 延べ入居戸数 | 18戸 |
| ・ 平成28年熊本地震(平成28年4月・熊本県) | 延べ入居戸数 | 2戸 |

単身入居可能住戸等の設定状況

単身入居可能住戸の平均応募倍率は、10倍を超過している。

単身入居可能住戸

■ 基準

- ・豪雪地帯・振興山村・半島振興地域・過疎地域(南丹市以北)
…概ね55㎡以下の住戸
- ・その他の地域…概ね40㎡以下及び1DKの住戸

■ 設定状況(「府営住宅等の指定に関する規程」第2条、別表第2)

- ・木造…指定しない 簡易耐火…全戸指定
 - ・中層耐火及び高層耐火
- 南部…35㎡以下は原則全戸指定。35㎡超は原則1、2階の住戸を横列指定、EV設置住戸は縦列指定(住戸番号末尾1を1～5階まで指定)とし、約4割を指定
- 北部…55.9㎡以下の住戸を全戸指定

■ 指定戸数(H28)

3,845戸(管理戸数に占める割合 26%)
うち南部2,154戸(同 19%) 北部1,691戸(同 46%)

■ 募集状況(H28)

募集数 77戸(うち南部53戸) 応募数 794件(同715件)
応募倍率 10.3倍(南部13.5倍、北部3.3倍)

4人以上世帯向け住戸

■ 基準

- ・70㎡以上住戸

■ 設定状況

- ・70㎡以上住戸は、原則4人以上世帯を対象として募集

■ 募集状況(南部のみ)

募集数 46戸 応募数 70件
応募倍率 1.5倍

単身者等住み替え支援

入居時には多人数世帯であったものが、子の独立、高齢の親の死亡等により住戸規模のミスマッチが生じているため、住み替えを支援し、子育て世帯向けに大規模住戸を確保している。

■ 制度概要

・府営住宅等において、世帯構成と住戸規模にミスマッチが生じている2人以下世帯がより床面積が小さな府営住宅等の住宅へ移転するための費用を補助

■ 対象者

・1戸の床面積の合計が60㎡以上である府営住宅等の住宅に居住する単身者又は同居者が1人の入居者のうち、下記の府営住宅等の住宅に移転する入居者

(1)京丹波町以南の地域に存する団地 おおむね40㎡以下の住宅

(2)北部地域に存する団地 おおむね55㎡以下の住宅

■ 補助限度額

・176千円

■ 実績

・平成27年度 4件

・平成28年度 3件

応募倍率について

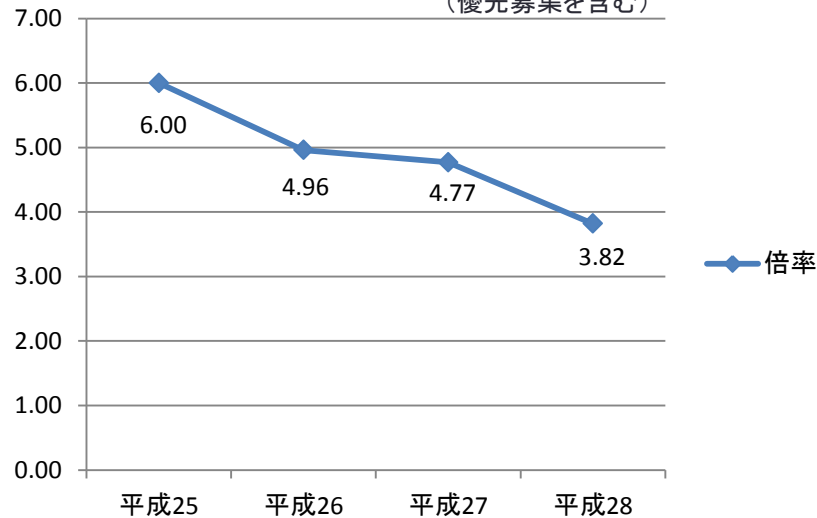
平成25年度の6.0倍から年々低下しており、平成28年度においては3.8倍。

■平成25年度以降の推移

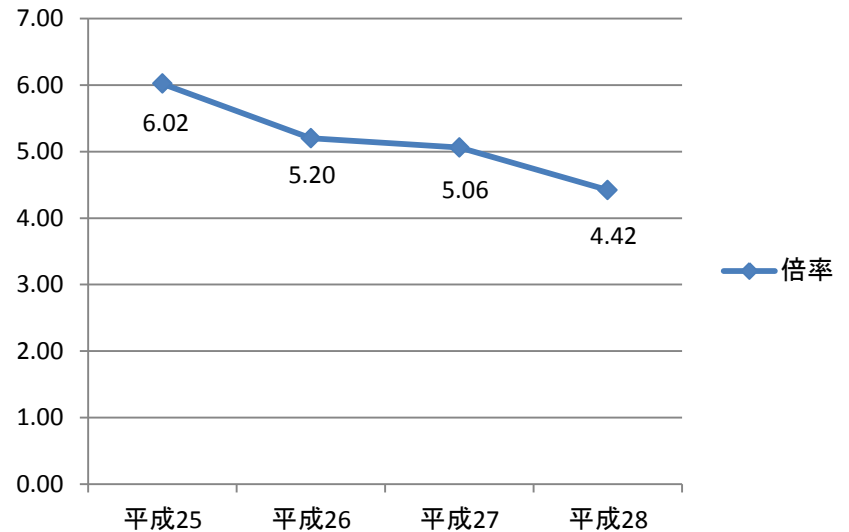
平成25年度合計			平成26年度合計			平成27年度合計			平成28年度合計		
募集数	応募数	倍率	募集数	応募数	倍率	募集数	応募数	倍率	募集数	応募数	倍率
651	3,907	6.00	686	3,402	4.96	663	3,160	4.77	696	2,660	3.82

応募倍率について

(優先募集を含む)



<参考>一般募集応募倍率について



長期空家の状況について(平成29年3月31日時点)

空家期間が6月を超える長期空家が589戸あり、そのうち3年を超えるものが173戸(29.4%)となっている。

■ 管理戸数等

管理戸数	15,019
入居戸数	13,053
空家戸数	1,966
純空家	871

※純空家…政策空家、事故空家、
入居決定済住戸等を除く応募可能住戸

・ 純空家期間別戸数

空家期間	戸数
6月以下	282
6月超～1年以下	152
1年超～2年以下	177
2年超～3年以下	87
3年超	173
純空家計	871

589戸

・ 3年超の長期純空家

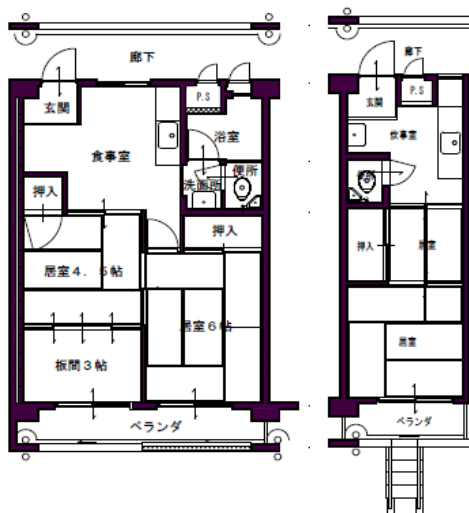
- ・ 管理戸数1,000戸以上の団地 56戸
- ・ 北部簡易耐火構造団地 72戸
- ・ 特別公共賃貸住宅 17戸
- ・ その他 28戸

3年超の長期純空家173戸のうち
7割以上が管理戸数の多い団地及び
北部地域の団地に集中している

個別団地の入居(空家)状況(例)(平成29年3月31日時点)

西大久保団地

■ペア住宅



- ・3DKと2Kの隣接する住戸に2世帯で同時に入居するものとして昭和48年に整備
- ・10組(20戸)のうち、7組が空家となっており、3年超空家は10戸

小栗栖西団地

■山手+EVなし



- 平地側(第25棟~第41棟)と山手側(第1棟~第24棟)とで空家率に差が生じている — 平地:5.3%、山手:9.9%
- 山手の中でもEV有無で空家率に差が生じている — EV有:7.6%、EV無:11.6%
- 山手+EVなしの空家に占める3年超空家の割合は30.5%

個別団地の入居(空家)状況(例)(平成29年3月31日時点)

岩倉長谷団地

■耐火構造(立地不便)



- 京都市左京区岩倉長谷町に位置する耐火構造5階建ての団地
- 管理戸数350戸のうち純空家は42戸(12.0%)
- 純空家に占める3年超空家の割合は14.3%

北部簡易耐火団地

■簡易耐火構造



- 福知山市、綾部市以北に位置する簡易耐火構造6団地(集約予定等を除く。)
- 純空家率は21.3%
- 純空家に占める3年超空家の割合は52.0%

国における新たな住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に 関する法律の一部を改正する法律

公 布 : 平成29年4月26日

施 行 : 公布後6ヶ月以内

背景・必要性

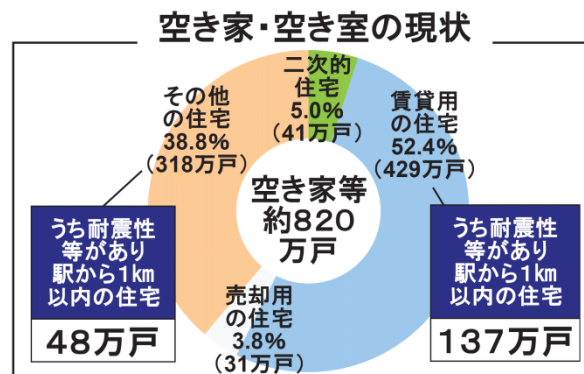
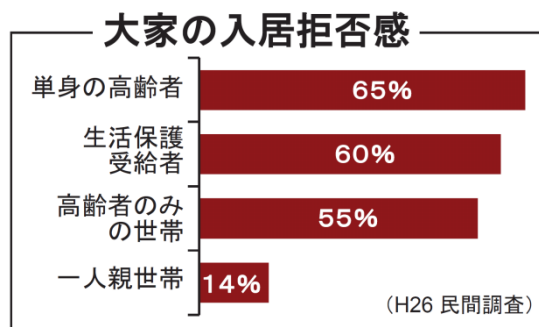
○住宅確保要配慮者※の状況

※ 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など

- 高齢単身者が今後10年で100万人増加（うち民間賃貸入居者22万人）
- 若年層の収入はピーク時から1割減（30歳代給与: <H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円 [▲12%]）
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」（16%）
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43%（H26: 一人親世帯296万 ⇄ 夫婦子世帯688万円）
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

○住宅ストックの状況

- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向



空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

登録制度の創設

○ 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合（耐震性能、一定の居住面積等）
- ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
- ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定

○ 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

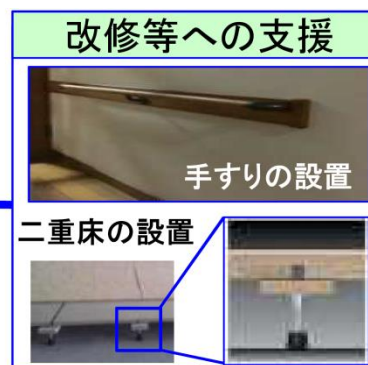
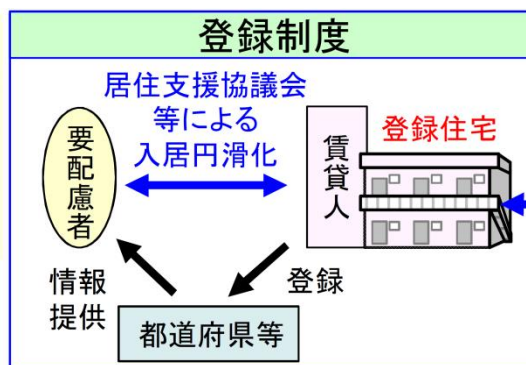
○ 登録住宅の改修住宅ストックの状況

- 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構（JHF）の融資対象に追加

H
29
予
算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について
①改修費を国・地方公共団体が補助、②地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)
登録住宅の登録戸数
0戸 ⇒ 17.5万戸
(年間5万戸相当)
(2020年度末)



住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

○居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人(NPO等)を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

○家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともにJHFの保険引き受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

○生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付※を推進

- ※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

H予
29算

居住支援協議会等による円滑な入居等を
図るための活動に国が補助

(KPI)

居住支援協議会に参画する市区町村(①)
及び自ら設立する市区町村(②)の合計が
全体(1,741市区町村)に占める割合
39%(① 669+② 17=686市区町村)(2016年)
⇒80%(①+② ≥ 1,393市区町村)(2020年度末)

居住支援協議会による支援の強化

居住支援協議会

不動産
関係団体
(宅建業者、賃貸住宅
管理業者、家主等)

居住に係る
支援を行う団体
(居住支援法人、
社会福祉法人等)

地方自治体
(住宅部局、
福祉部局)

- ・住宅情報の提供
- ・相談の実施
- ・見守りサービスの紹介等